

平成 31 年 3 月 13 日
地 震 火 山 部

霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルの判定基準の公表について

霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルの判定基準を公表しました。

平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、平成 27 年 3 月にとりまとめられた火山噴火予知連絡会の提言において、火山の噴火警戒レベルの判定基準を精査し、公表することとされました。これを受けて、気象庁では、噴火警戒レベルが導入されている全国の火山について、従来の噴火警戒レベルの判定基準を最新の科学的知見を反映するなどして精査作業を進めているところです。また、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っています。

今般、霧島山（御鉢）について作業が完了したことから、その噴火警戒レベルの判定基準を気象庁ホームページで公表します。

気象庁では、引き続き、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次、公表してまいります。また、今後も火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図ってまいります。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 長谷川

電話 03-3212-8341（内線 4538） FAX 03-3212-3648